

### なくそうただ働き！分会での36協定交渉に注目を！

http://www.t-byoinsibu.jp/

**超勤申請のしるし**  
超勤時間を入力すると  
残業代が算出されます！

**ただ働きチェッカー**  
この画像をタップして いますかチェックしよう！

今年も各分会で36協定交渉が始まっています。今年は病院や事業所の全職員の過半数を組織しているかを厳密に問われることとなり、全分会で労働者代表選挙が行われました。選挙の結果、病院支部の全分会の分会長が労働者代表になりました。

労働基準法では、労働者に時間外労働、休日出勤を命じるためには、労働基準法36条に基づき1年ごとに協定を結び労働基準監督署に届ける必要があります。協定では時間外労働の上限などを決めます。しかし病院職場のように、ただ働きが蔓延しては上限を決めても意味はありません。そこで支部と各分会では、毎年の36協定交渉のたびに、労働時間の適切な把握、つまり誰が何時間超勤しているのかを当局がしっかり把握しただ働きをなくすことを求めて粘り強く交渉を行ってきました。その結果、去年は前超勤の申請を認めさせるところまで行きましたが、現場ではなかなか申請できていないのが実情です。前超勤どころか後超勤でさえ100%正しい時間で申請できない職場がまだ多数です。ただ働きをさせられることでの経済的損失を見る化しようとして支部は、ホームページで、超勤時間と経験年数を入力すれば、本来支払われる手当額が表示される、ただ働きチェッカーを運用しています。ぜひ、今日のあなたの超過勤務手当額を見てみて、その経済的損失の大きさを実感してみてください。



病院支部ホームページ  
http://t-byoinsibu.jp/

### 富岡から 今日もがんばっています 林 邦子(墨東分会)



復興支援のため、この4月より福島県の富岡町に開設された、ふたば医療センター附属病院で派遣職員として働いています。帰宅困難区域の解除に伴い、住民の皆さんが帰ってこられるように病院が開設されたのです。まだ富岡に戻られた住民の方は3割ほどと聞いています。1人でも多くの住民の方が帰ってこられることを祈って、日々仕事に励んでいます。

※写真上は、真新しいふたば医療センター。右は、浪江焼きそば。食べごたえ十分の極太麺。キャベツは入れずに、たっぷりのもやしと豚バラ肉で頂くのが浪江流。



### <当面の日程 2018>

- 7/12 (木) 病院支部女性部定期大会 13時開会  
第二庁舎10階都労連会議室  
意見を持ち寄りましょう！代議員募集中！
- 7/14 (土) 病院支部現業評議会定期総会  
15時～ 会場：駒込病院  
人勤署名 必ず全員署名しましょう 最終提出6/29

### 発行 都庁職病院支部

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 第二庁舎32階 直通03-3349-1711 FAX03-3349-1713  
E-mail:mail@t-byoinsibu.jp URL http://www.t-byoinsibu.jp

@Byoinsibu\_Tocho 都立病院のお役立ち情報を発信しています  
あなたの職場の健康度は？いますぐチェック →



LINE@  
都庁職病院支部

職場の悩み相談に乗ります  
LINE@アプリの登録が必要です



都立病院で働くしづ子さんが  
つぶやいています。  
共感することもあるはず！



#看護師のしづ子さんで検索